

日本労働年鑑 第55集 1985年版
The Labour Year Book of Japan 1985

第二部 労働運動

IV 賃金闘争

1 八三年秋季年末闘争

闘争をとりまく情勢

八三年秋季年末闘争をとりまく政治的背景、国際的には、INF・STARTなどの核兵器削減交渉が中断し、大韓航空機撃墜事件が起こるなど米ソ対立がいちだんとエスカレートしたため、全世界的に核戦争を危惧する声が大きく広がった。一方、国内政局は、九月八日から十一月二十八日まで行政改革を主題とした臨時国会が開催されたが、一〇月一二日のロッキード事件田中実刑判決をはさんで激動し、与野党の対立と折衝は一二月総選挙へ向かって複雑な展開を示そうとしていた。

他方、経済情勢は、実質経済成長率が季調済み前期比で四～六月期一・一%、七～九月期で一・五%と増加傾向を示していること、また、企業収益も前年同期比で四～六月期三・三%増、七～九月期二三・七%と大幅に伸びたことにあらわれているように回復基調を示していた。しかし雇用失業情勢は、完全失業率が二・六～二・八%を推移するなどきわめて厳しいものがあった。

総評・秋季年末闘争方針

総評は、七月の定期大会で秋季闘争方針大綱として、(1)国民行革のたたかい、(2)経済政策転換、総合景気対策、年金改悪阻止、減税の実施を求めるたたかい、(3)人勧・仲裁完全実施のたたかい、(4)時間短縮、定年延長を中心とする雇用保障のたたかい、(5)反戦・平和と政治倫理確立のたたかい等を中心課題とした方針を決定、その後九月二日の幹事会を経て九月一二日の第一回拡大評議員会で秋季闘争方針として決定した。方針は、闘争課題としてつぎの六つを主要な柱として提起している。

- (1) 相当規模の減税の年内実施の実現を求める闘いを秋闘の最優先課題として前面にたてて闘う。同時に大型間接税の導入には反対する。
- (2) 人勧抑制は仲裁に連動し、来春闘にも大きなマイナス効果をもたらす。二年続きの人勧凍結を許さず、人勧・仲裁の完全実施をかちとる。

(3) 一〇・一二田中判決を機に自民党内紛をひきおこして政局流動化のきっかけともなる気配を示している。この動きをとらえ、われわれも田中糾弾の大衆行動を展開する。また幅広い国民的な闘いとして反核、軍縮、平和の闘いを展開する。

- (4) 国民行革会議を早期に設置し、中曽根行革に対置するわれわれの行革を明確にし、労働者内、国民多数の合意形成を急ぐ必要がある。

(5) 総合労働条件向上の闘いとして時短闘争については年間二〇〇〇時間以下、中小における週休二日制の促進、年次有給休暇の完全取得の三点を重視してとりくむ。さらに「週休二日、週四〇時間労働の労基法改正」、「年齢による雇用差別禁止法、当面定年六〇歳の制定」の昭和六〇年実現をめざして秋から四団体、野党と準備をすす

める。

(6) 年内解散総選挙の可能性は大きいとみられている。自民党を少数党に転落させるために選挙態勢の早期確立を図る。

具体的なたたかいのすすめ方については、臨時国会で減税実施の決着をつけることを最重要課題としてとりくむ、とりくみにあたっては四団体共闘を軸に大胆な大衆行動を展開する、人勧・仲裁完全実施のたたかいについては、公務員、公労協のたたかいを基軸に総評全体の闘争としていき、決定的なヤマ場での官民統一闘争にむけて準備をする、一〇月を反核、軍縮、平和、政治倫理確立総行動月間とする、などの方針がうち出された。

一〇・七、公務員共闘時限スト

一〇月に入り、一〇・一二田中判決前に人勧・仲裁の決着をはかるため、公労協、公務員共闘を中心にさまざまな行動が展開された。一〇月三日、公労協は「仲裁裁定の議決案件をただちに取り下げ、完全実施すべきだ」との申し入れを政府にたいしておこない、つづいて七日の統一行動日には全国動員による各省庁交渉をおこなった。公務員共闘は、人勧の早期完全実施を要求して一〇月四、五日、第六波統一行動として中央集会、国会請願をおこなった。そして翌六日、丹羽総務長官、後藤田官房長官とそれぞれ会見し、強く要請したが、「早く結論を出すよう努力する」との回答にとどまったこともあり、一〇月七日、九〇万人が参加し時限ストを打った。また、全官公も一〇月三日政府にたいして人勧早期実施を申し入れた。なお総評の一〇・七秋闘第三次統一行動としての中央決起集会には、約五二〇〇人が参加した。

閣僚会議、公務員ベア二%に決定

政府・自民党は一〇月二〇日の給与関係閣僚会議で、公務員労働者の賃金引き上げについて、人事院勧告(六・四七%)を無視し、一般職の平均で二%とすることを決定した。これにたいし総評と公務員共闘は同日、「閣議決定は人事院勧告の理念を踏みにじり、財政優位の立場に固執し、そのシワヨセを一方的に公務員労働者に押しつけるもの」(総評声明)とそれぞれ、抗議声明を発表した。公務員共闘の声明は「政府は今年の春闘以来、二年連続凍結はしない。人勧の実施には誠意をもって最大限の努力をするとの約束をしてきた」とし、政府決定は「去年の全面凍結に迫りうちをかけた二重の暴挙である」と強く抗議し、そのうえで「決定の撤回と要求の実現へ全力をあげる」決意を表明した。

こうした政府の対応にたいして田中角栄即時辞職、減税年内実現、人勧・仲裁完全実施をめざして、秋闘第四次統一行動緊急中央集会が一〇月二四日午後、東京・明治公園で全国から一万八〇〇〇人を集めてひらかれた。冒頭の主催者代表あいさつで真柄総評事務局長は「田中角栄のいすわり、約束を守らない減税、人勧を値切った閣議決定など政府自民党の度重なる暴挙は断じて許せない。怒りをもって反撃にたち上がろう」と訴えた。つづいて民間単産、公労協、公務員共闘の代表が「官民一体で要求貫徹までたたかいぬく」決意を表明した。集会は最後に「中曽根内閣を解散に追いこみ、総選挙闘争勝利・保革伯仲をかちとろう」のアピールを採択、国会へ向けデモ行進した。

勧告を三分の一に値切ったこの政府の決定にたいしては、人事院総裁も「きわめて遺憾である」旨の談話を発表した。

こうして公務員の賃金決定システムである人事院勧告制度は、制度そのものの意義とあり方が根本的に問われるといった事態を二年連続して迎えるにいたった。その後の公務員共闘、公労協の一

○、一二月の運動も結局、固い政府の態度を変えさせることはできず、一二月二八日の参院本会議で減税、公務員給与、仲裁裁定等の全法案が可決された。このため公務員共闘は二八日の常任幹事会で二%の給与法改正について、(1)今回の措置にたいし、再びILOに提訴する、(2)国内においては賃金、権利と結合したスト権確立のたたかいをいっそう強化する等の抗議声明を確認、発表した。なお、国鉄の昇給問題について、国労、全動労が仲裁申請をおこなっていたが、一二月一〇日、公労委が「地方協定制度及び回復昇給に関しては当局提案の協定案によること」などの仲裁裁定書を当局、国労、全動労の関係当事者に交付したことにより終息をみた。

年末一時金闘争

年末一時金要求は、一二月に入り、要求が出そろい、同月中旬以降、各業種・企業で交渉が本格化した。全体として、前年を若干上回る妥結額であり、ほとんどの組合がストを実施することもなく一月中旬に解決していった。

年末一時金妥結状況

労働省調べによる民間主要企業の年末一時金妥結状況(加重平均)は、第79表のとおりである。

妥結額平均は、五四万七二五七円と前年(五三万三一〇九円)を一万四一四八円上回った。対前年伸び率は二・七%であり、七六年以降最低の伸び率であった前年(三・二%)とくらべても〇・五ポイントも低い伸び率であった。これは、年間協定により八三年夏季一時金交渉時に年末一時金まで決定された企業における伸び率が低かったこと、景気はゆるやかな回復基調にあるが、今季交渉により決定した企業においても業績の回復がいまだ年末一時金に反映するまでにはいたらなかったものが多かったことなどを反映したものと思われる。

産業別に妥結額をみると、高いのは、新聞・放送(八〇万一九六三円)であり、それに証券(七三万六三一六円)、水産・食料品(七一万四〇六九円)がつづいている。反対にもっとも低いのは、鉱山(四一万一八八二円)、ついで繊維(四二万四六九円)である。また対前年伸び率では、車両、卸・小売、鉄鋼、セメント、ゴム製品がマイナスを記録した。二ケタの伸び率を示したのは、証券の三〇・九%、紙・パルプの一・四%の二つで、つぎに石油製品の八・一%がつづいているが、全体としてはバラツキは昨年並みである。

つぎに同じく労働省調べで、年間臨給実施状況の推移をみてみよう(第80表)。実施率(B/A)では、前年の五七・六%にたいして五七・三%であり、七四年を底にして、年々増加傾向がつづいてきたが、ここではじめて、わずかではあるが、マイナスに転じた。また、冬夏型(D/B)にたいして、夏冬型(C/B)の優位傾向は前年と同様である。

日本労働年鑑 第55集 1985年版

発行 1984年12月15日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年8月21日公開開始